

仲裁要請不履行違憲確認憲法訴願決定

(憲法裁判所 2000年3月30日決定)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

## 仲裁要請不履行違憲確認

2000年3月30日 98헌마206 全員裁判部

### 【当事者】

請求人 石成基 外4名  
代理人 弁護士 チェ・ヨンド  
法務法人 安山綜合法律事務所  
担当弁護士 イム・ジョンイン 外1名  
法務法人 三一綜合法律事務所  
担当弁護士 キム・ジュンゴン 外4名

### 【主文】

本件審判請求を却下する。

### 【理由】

#### 1 事件の概要と審判の対象

##### ア 事件の概要

- (1) 請求人 石成基、姜富中、Aは8・15解放前に日本軍に徴用され、軍属として従事中に負傷を負った韓国人として日本に居住し、請求外亡陳石一、亡鄭商根も同じ経緯で負傷を負った韓国人として各々日本に居住して死亡し、請求人Bは上記亡陳石一の遺族、請求人Cは上記亡鄭商根の遺族である。
- (2) 請求人らは日本国で日本国の法律である戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952年4月30日法律第127号、以下「援護法」という）により軍人・軍属またはその遺族に軍人・軍属の公務上の負傷などについて支払われる年金を請求したが、援護法付則の「戸籍法の適用を受けない者については当分の間この法を適用しない」との規定に基づき却下された。
- (3) これに対し請求人らは不服申立手続を経た後に訴訟を提起して（ただし、Aは除く）上記処分を争う一方、わが国と日本国の両国において請求人らに対する補償を無視する理由は、在日韓国人被徴用負傷者の補償請求権が1965年6月22日締結され1965年12月18日に発効した大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定（以下「本件協定」という）によって妥結されたか否かについて両国政府が意見を異にしているためとみて、わが国政府に両国間の上記のような解釈の相異を解消するために仲裁回付をするように請願したが受け入れられなかったため、請求人らはそのような公権力行使の不作為は在外国民保護の義務に関する憲法第2条第2項、憲法第10条、第37

条などに違反し違憲であると主張し、その違憲確認を求めて1998年6月22日憲法裁判所法第68条第1項による本件憲法訴願審判を請求した。

#### イ 審判の対象

したがって本件の審判の対象は、わが国政府が、在日韓国人被徴用負傷者の補償請求権が本件協定によって妥結されたか否かについての韓日両国政府間の意見の相異を解消するための仲裁回付をしないことが憲法に違反するか否かである。

### 2 請求人らの主張と関係機関の意見の要旨

#### ア 請求人らの主張

- (1) 請求人らは、在日被徴用負傷者本人やその遺族としては日本国の援護法による年金の受給要件に該当するが、韓国人であるという理由で適用を拒絶されてきており、一方わが国でも補償を受けることができなかったが、その理由は本件協定の妥結の対象から除外される権利などに関する本件協定第2条第2項(a)号の解釈について、在日韓国人被徴用負傷者の補償請求権が上記条項にいう「財産、権利および利益」に含まれるか否かについて韓日両国政府間に意見の相異があるためである。
- (2) 一方本件協定によると、このように両国政府間に協定の解釈に関して争いがある場合には仲裁によって解決することとされており、仲裁に回付された場合には迅速に解決されるものと予想され、負傷により障害が残った当事者である請求人らは老齢により補償を緊急に必要とする状況である。これに対し、単なる外交的交渉による解決の展望は非常に不透明である。
- (3) このような状況下で、本件協定の一方当事国であるわが国政府としては憲法第2条第2項の規定する在外国民保護義務に照らしても、本件協定の解釈をめぐる上記のような両国間の見解の相異を解決し、請求人らの権利を保護する義務があるというべきであり、その他にも憲法第10条の国家の基本的な人権保持義務、第11条の平等権、さらに、不完全な先行行為をした当事者として条理上も上記のような保護義務がある。
- (4) しかし、わが国政府は、請求人らが在日韓国人被徴用負傷者の補償問題に関して日本国政府に仲裁要請をするよう請願したにもかかわらず、不作為にとどまっているところ、このような公権力の不行使は上記の憲法規定と財産権の保障に関する憲法第23条などに反するものである。

#### イ 外交通商部長官の意見

- (1) 適法要件に関して

請求人らは日本国で訴訟を進行中であり、わが国では訴訟提起などの権利救済の手段を取ったことがなく、この憲法訴願は他の法律による救済手段を尽くしていないので、補充性要件を欠いている。また、行政権力の不作為に対する憲法訴願は、公権力の主体に憲法に由来する作為義務が特別に具体的に規定されており、それに基づいて基本権の主体が行政行為を請求することができるにもかかわらず、公権力の主体がその義務を懈怠した場合に許容されるが、本件の場合、政府の外交的経路による解決または仲裁要請は政策的判断事項であり義務であるとみることはできない。したがって、この憲法訴願は不適法である。

## (2) 本案について

政府は在日韓国人被徴用負傷者の補償請求権が本件協定の妥結の対象から除外されたもの、すなわち本件協定第2条第2項(a)号の「締約国の国民として1947年8月15日から本協定の署名日までの間に他方締約国に居住したことがある者の財産、権利および利益」に該当するものと解しており、この点について日本国政府はわが国政府と相反する見解をとり、在日韓国人被徴用負傷者の補償請求権も妥結されたものと解している。

一方、紛争解決手段に関して本件協定第3条ではまず外交上の経路を通じて解決するように定め、これにより解決できない場合に仲裁要請ができることになっており、紛争の平和的解決に関する国際連合憲章第33条第1項に照らしても、一般国際法上も、紛争解決方法の選択は国益を考慮して外交的に判断する問題であり、第三者による解決に能動的に回付する法的義務を国民に対して負担するとは言えない。

政府は1991年以来毎年開催されている韓日アジア局長会議でこの問題に関するわが国政府の立場を日本側が受け入れるよう促してきたし、これからも外交的経路を通じた解決努力を続ける予定である。

## 3 判断

### ア 本件協定関係条項の内容

1965年6月22日、わが国と日本国の間において両国及び両国国民の財産と両国及び両国国民間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して締結された本件協定第2条第1項は「両締約国は両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利および利益と両締約国及びその国民間の請求権に関する問題が…完全かつ最終的に解決されたことになるということを確認する」と規定し、同条第3項は「2（第2項）の規定に従うことを条件として一方締約国及びその国民の

財産、権利および利益であって本協定の署名日に他方締約国の管轄下にあるものに対する措置と、一方締約国及びその国民の他方締約国及びその国民に対するあらゆる請求権であって同日以前に発生した事由に起因するものに関してはいかなる主張もできないものとする」と規定する一方、同条第2項は「本条の規定は次のもの…に影響を及ぼすことがない」として(a)号と(b)号を置いて妥結の対象から除外されたことを規定しているが、その中で(a)号は、一括妥結の対象から除外されたものとして「一方条約締約国の国民として1947年8月15日から本協定の署名日までの間に他方締約国に居住したことがある者の財産、権利および利益」を挙げている。また、1965年6月22日締結され1965年12月18日発効した本件協定に関する合意議事録(I)第2条は、本件協定第2条に関して、「財産、権利および利益」とは、法律上の根拠に基づいて財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利を言うことで了解されたと規定しており(a項)、「居住した」とは同条2(a)に記載した期間内のいかなる時点までであれ、その国に継続して1年以上居住したことを言うことで了解されたと、各規定している(c項)。

#### イ 韓日両国の立場

在日韓国人被徴用負傷者の日本国に対する補償請求権が本件協定第2条第2項(a)号が規定した除外対象に該当するか否かについて、わが国政府は在日韓国人被徴用負傷者の補償請求権は1947年8月15日から1965年6月22日までの間に日本国に1年以上継続して居住した韓国人の財産、権利、または利益として上記の除外対象に当たるという立場を取ってきた。わが国の立法部も本件協定の締結後、対日民間請求権者に対する補償のために制定された旧対日民間請求権の申告に関する法律において届出対象者の範囲を定め、1947年8月15日から1965年6月22日まで日本国に居住したことがある者を除外し、旧対日民間請求権補償に関する法律においては、旧対日民間請求権の申告に関する法律に定められた申告対象の請求権のうち対日民間請求権申告管理委員会で申告の受理を決定した者だけに補償することとして、在日被徴用負傷者の請求権は補償の対象から除外した。

これに反して、日本国政府は在日韓国人被徴用負傷者の日本国に対する補償請求権は本件協定第2条第2項(a)号が言う「財産、権利および利益」に該当しないと解し、本件協定による一括妥結の対象に含まれたと解釈してきた。

わが国政府はこの間日本国政府との上記のような意見の相異を解消するため外交的交渉を通じた努力はしたが、請求人らの請願にもかかわらず、上

記紛争を仲裁の方法で解決しようとしたことはない。

ウ 行政権力の不作為に対する憲法訴願要件を具備するか否か

本件は、在日韓国人被徴用負傷者の補償問題が本件協定によって妥結したか否かに関する韓日両国政府の紛争を解決するための方法として、わが国政府が仲裁に回付しない行政権力の不作為に対する憲法訴願であるが、行政権力の不作為に対する憲法訴願は、公権力の主体に憲法に由来する作為義務が特別に具体的に規定され、これに基づいて基本権の主体が行政行為ないし公権力の行使を請求できるにもかかわらず、公権力の主体がその義務を懈怠した場合に許容されるというのがわが裁判所の確立した判例である（憲法裁判所1991年9月16日89헌마163、判例集3、505；1994年4月28日92헌마153、判例集6-1、415；1994年6月30日93헌마161、判例集6-1、700等参照）。

わが国政府が、わが国と日本国の両方から事実上保護を受けることができない在日韓国人被徴用負傷者に適切な補償が受けられるよう、可能なあらゆる努力をして彼らを保護すべきであることは言うまでもない。しかし、わが国政府に請求人らが望むような仲裁回付という特定の方法によってわが国と日本国間の紛争を解決しなければならない憲法に由来する具体的作為義務があり、さらに、請求人らがこのような公権力の行使を請求できるか否かについて見ると、これは下記のように肯定し難い。

本件協定第3条は、本件協定の解釈及び実施に関する両国間の紛争はまず外交上の経路を通じて解決し、外交上の経路を通じて解決できなかった紛争は一方条約締約国の政府が相手国政府に仲裁を要請し、仲裁委員会の決定によって解決するよう規定しているが、上記規定の形式と内容からみても、外交的問題の特性からみても、本件協定の解釈及び実施に関する紛争を解決するために外交上の経路を通じるのか、それとも仲裁に回付するかに関するわが国政府の裁量範囲はかなり広いものと解さざるを得ず、したがって、本件協定当事者である両国間の外交的交渉が長期間効果をあげられずにいるとしても、在日韓国人被徴用負傷者およびその遺族である請求人らとの関係で、政府が必ず仲裁に回付しなければならない義務を負担するとは解し難く、同じ理由により請求人らに仲裁回付をせよとわが国政府に請求できる権利が生じると解することもできない。そして国家の在外国民保護義務（憲法第2条第2項）や、個人の基本的人権に対する保護義務（憲法第10条）によっても、やはり本件協定の解釈及び実施に関する韓日両国間の紛争を仲裁という特定の手段に回付して解決しなければならない政府の具体的作為義務と請求人らのこれを請求できる権利が認められるとは言えない。

結局、わが国政府が日本国政府に対して仲裁を要請しなかったとしても、

これは公権力の主体に憲法に由来する作為義務が特別に具体的に規定され、これに基づいて基本権の主体が行政行為ないし公権力の行使を請求できるにもかかわらず公権力の主体がその義務を懈怠した場合に該当しないので、憲法訴願の対象になりえないのである。

#### 4 結論

そうであれば、本件憲法訴願審判請求は、不適法であるからこれを却下することにして、裁判官全員の意見の一致によって主文のとおり決定する。

裁判官 金ヨンジュン (裁判長)、金ムンヒ チョン・ギョンシク コジュンソク  
ク シン・チャンオン イ・ヨンモ ハン・デヒョン (主審) ハ・ギョンチ  
ヨル キム・ヨンイル